陳情文書表(令和5年第2回定例会)

| 陳 | 情 | 第 | 8 | 号 | 令和5年5月22日受理 |
|---|---|---|---|---|------------------------|
| 付 | 託 | 委 | 員 | 会 | 総務常任委員会 |
| 件 | | | | 名 | 公文書の訂正方法を条例化する事を要求する陳情 |

陳 情 要 旨

- ・現在、八千代市に公文書の訂正方法を定める法律は存在しない。そのため、 八千代市職員は、公文書を訂正する場合、自分達の都合に合わせ、適当にいい 加減な事をやっており、完全に市民をバカにしている。そこできちんと次の通 り、公文書の訂正方法を条例化する事を要求する。
- ・公文書を訂正する場合は、次の①、②いずれかの方法によるものとする。
 - ①誤った文書と正しい文書を差し換えする。
- ②文書の誤った部分を二本線抹消 (赤を使うこと) し、その上に正しい物を記入し、訂正印 (市長印) を押印すること。